

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I (学部教育等標準運営費交付金対象事業費)

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の person 費相当額及び管理運営経費の総額。H (y - 1) は直前の事業年度における H (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。(C (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。(C (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

(学部教育等標準運営費交付金対象収入)

- ⑤「入学科収入」：当該事業年度における入学定員数に入学科標準額を乗じた額。(平成15年度入学科免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II (特定運営費交付金対象事業費)

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。
- ⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

(特定運営費交付金対象収入)

- ⑫「その他収入」：検定料収入、入学科収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) C(y) = [C(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - C(x)] \times \alpha(\text{係数}) + C(x)$$

$$(2) D(y) = D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) E(y) = E(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) F(y) = F(y)$$

$$(5) G(y) = G(y)$$

C(y)：学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

D(y)：附属施設等経費(⑨)を対象。

E(y)：教育等施設基盤経費(④)を対象。

F(y)：特別教育研究経費(⑩)を対象。

G(y)：入学科収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑫)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = H(y) + I(y)$$

$$(1) H(y) = H(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) I(y) = I(y)$$

H(y)：一般管理費(①)を対象。

I(y)：特殊要因経費(⑪)を対象。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε（イブシロン）：施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、一定の仮定の下により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。